



## 森林組合系統運動方針

### Jforest 北薩森林組合ビジョン 2030



令和4年3月

## 北 薩 森 林 組 合

---

### 【 目 次 】

- I 全体概要
  - II 10年後の夢・目指す姿
  - III 取組内容
  - IV 目標設定
-



## I. 全体概要

### 1. 全国統一目標(スローガン)

～地域森林の適切な利用・保全と  
林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に関わり、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

#### (1) 組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

#### (2) 働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

#### (3) 事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

## 2. 運動期間

令和12年度末までの10年間

※令和7年度に5年間の取組事項の成果検証を行う。



## Ⅱ. 10年後の夢・目指す姿

### 1. 夢

森林組合が、北薩地域の森林整備・木材流通の中核的な担い手としての役割を果たすことによって、森林の持つ公益的機能の発揮や、組合事業利用による組合員への一層の利益還元が可能になる。

また、森林組合で働く職員の生活の安定によって持続的な組合経営が達成できる。

### 2. 目指す姿

#### 1) 職員・組合員について

- ① 内勤職員・現場技能者数を各々30名と40名に増員する。
- ② 内勤職員・現場技能者の年間所得を50%アップする。
- ③ 年次有給休暇の取得率100%を達成する。
- ④ 労働災害事故0をめざす。
- ⑤ 組合員管理における所在不明組合員の解消をめざす。

#### 2) 事業について

- ① 森林整備事業については新植面積20ha・間伐面積462haをめざす。
- ② 林産事業の取扱量を主伐20,000 m<sup>3</sup>、間伐16,000 m<sup>3</sup>をめざす。
- ③ 販売事業の取扱量を70,000 m<sup>3</sup>をめざす。
- ④ 皆伐後の再造林率50%をめざす。

#### 3) その他

- ① 森林施業プランナーの資格を事業担当の全職員に取得させる。
- ② 森林管理プランナーの資格を管理職(事務職除く)以上の職員に取得させる。
- ③ 森林組合監査士の有資格を4名以上取得させる。
- ④ 現場技能者については就業年次に応じた資格を取得させる。

### 3. ダイナミックな組織・事業再編の検討

- ① 当組合管内のスギ・ヒノキなどの人工林約4万haの大部分が7齢級以上の利用可能な森林であることから、組合の事業は間伐主体の森林整備事業から林産・販売事業への転換が求められている。管内唯一の原木市場である北薩木材流通センターを核とした林産事業を積極的に推進し木材生産体制を整備しながら、従来の市売に加えて、パルプ向け、木質バイオマス燃料用・主に中国を中心とする海外輸向けなど、需要に対応した戦略的・計画的な生産・販売により有利な販路を開拓して組合員(山主)への一層の利益還元を推進する。

- ② 伐採後は、再造林を行い森林資源の有効活用と循環的な利用(循環型林業)を促進する



### Ⅲ. 取組内容

#### 項目1:都道府県・市町村と連携した地域 森林管理体制の確立

##### (1) 地域の森林管理方針(長期ビジョン)の協議

市町村は、地域の実情に応じて策定される市町村森林整備計画に基づき関連施策を講じることにより適切な森林整備を推進することが求められている。地域の森林管理については森林環境(譲与)税や森林経営管理制度において市町村は中心となって推進する重要な役割を担うことが期待されていることから、森林組合は森林管理方針の協議などを通じて市町村との連携を図りながら地域の森林が適切に管理されることによる持続可能な林業経営につなげる。

##### (2) 森林環境譲与税の有効活用

「森林環境税」は、脱炭素社会実現に向けた地球温暖化防止・防災・国土保全・水源かん養などの森林の持つ公益的機能の強化を目的に創設された。

2019 年度から「森林環境譲与税」としてすべての市町村に交付され、間伐や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発などの森林整備及びその促進にかかる費用に充てることとされている。

森林組合は、地域の森林整備の中核的な担い手として、市町村の状況に応じた有効な活用法の提案や要請活動を行うとともに、市町村からの委託を受けて森林所有者への意向調査の実施など、森林整備やその推進に資する施策を支援する。また、森林組合の施設・人材を活用した木育(※1)・環境学習などによる積極的な広報・普及啓発活動を通じて森林・林業に関する理解や人材の確保に努める。



#### ※1 「木育」

・幼児期から原体験として木と関わることで、木に対する親しみや理解を深め、ひいては木を生活に取り入れたり、森づくりに貢献したりすることのできる人の育成を目指す活動。

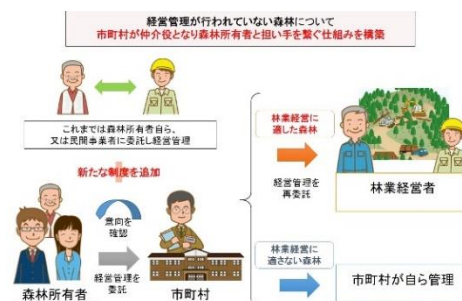
### (3) 森林経営管理制度の推進

「森林経営管理制度」は、適切な経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となって森林所有者と担い手をつなぐ仕組みとして構築された。

森林の経営管理を森林組合などの林業経営者に集積・集約するとともに、それができない場合は直接市町村が行うことで、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的としている。

森林組合は森林経営管理制度が円滑に進むよう、対象地の選定、森林所有者への意向調査、所有者不明森林などの相談への対応やその実施を支援する。

また、将来的に林業経営が成り立つ森林については、森林経営計画制度に基づく森林所有者と森林組合の森林経営委託契約(施業集約化)を基本とするが、市町村から経営管理実施権の募集があった場合は、対象となる森林の状況により判断する。



## 項目2:循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

### (1) 森林の適切な整備と災害対応

近年の異常気象に伴い頻発している集中豪雨などの自然災害を受けて、森林の持つ防災機能・国土保全機能・水源かん養機能などの公益的・多面的機能の発揮に対する要請が高まっていることを踏まえて、災害に強い森林づくりを目指して、引き続き適切な森林整備を推進する。

また、自然災害発生時においては、県・市町村や電気・ガス・水道・道路などの重要インフラ管理関係機関と連携して、社会インフラの早期復旧や二次災害防止・再発防止に向けた被害調査や支障木除去作業などの支援を行う。

### (2) 低コスト・循環型林業の確立

組合員の所有林施業の集約化とICT(情報通信技術の活用)等新しい技術を活用したスマート林業(※2)の実現によって造林・木材生産コスト低減を進め、組合員の所得向上に向けて持続かつ効率的な事業展開をめざす。

#### 1) 施業の集約化の推進

- ① 組合員の所有林から効率的・計画的に木材を生産して、利益還元を行いながら木材の安定供給を進めるために、「森林経営計画」の作成などによる施業の



集約化をすすめる。

- ② 市町村・鹿児島県林業開発公社・森林整備センターなどの関係機関と連携して公有林を含めた施業の集約化や林道など路網整備の促進と併せて、森林所有者による管理が行われなくなった森林の管理を検討する。



## 2) 生産性向上と低コスト林業の推進

- ① ICT やドローンを有効的に利活用するなどスマート林業を推進する。
- ② 高性能林業機械の活用による高効率な作業システムを構築する。
- ③ 再造林の低コスト化を図るため、伐採と植栽の一貫作業を推進する。
- ④ 生産性の向上と低コスト林業を推進するため、林道や林業作業道路など路網の整備を促進する。

## 3) 再造林の確実な実施

- ① 持続可能な循環型林業確立のために、森林所有者と協議して各種補助事業を活用しながら伐採跡地の再造林及び植栽後の下刈などの育成を推進する
- ② 植栽地の状況に応じた適切な鳥獣被害対策を講じる。



### ※2 「スマート林業」

・ICT(情報伝達技術)及びスマート化技術を活用し、森林資源利用に関する各段階において、森林・林産物に関する幅広い情報の収集と処理、情報共有・活用を行うことによって、高効率で、労働負荷及び環境負荷が低く、リスクに対する耐性の高い持続的森林資源利用を達成する林業。

## (3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

管内の森林資源は本格的な利用期を迎えており、大型木材加工施設や木質バイオマス発電施設の稼働、現在整備が進められている川内港からの輸出など木材の需要は今後益々高まることが予想されることから、原木供給体制の再構築が急務となっている。

### 1) 原木の確保及び販路の拡大

- ① 管内の原木流通の中心的な役割を担うことが求められている北薩木材流通センターに原木流通の司令塔としての機能を持たせ、情報の収集・分析を行い需要に対応した戦略的・計画的な生産・販売により有利な販路を開拓する。
- ② 核となる共販事業の原木確保のために、出荷事業者との連携強化と併せて、

植栽・下刈・間伐などの森林整備から林産事業まで一貫して対応できる職員を育成して、林産・販売事業を積極的に推進することによって共販事業における当組合の自給率 50%を目指す。

- ③ 系統のスケールメリットを生かした原木安定供給体制を構築するため、県内の森林組合・鹿児島県森林組合連合会との連携を強化する。



### 項目3:高度人財の確保・育成

#### (1) 職員の新規採用と人財育成

管内における人口減少の進行は、林業を担う人材の確保を困難なものにしている。人材確保は今後の事業継続に影響を及ぼす重要かつ喫緊の課題として取り組む。

- ① 職員・林業技術者の新規採用にあたっては、地域の雇用拡大への貢献を意識しながら、ハローワークや県林業労働力確保センターなど公的機関のほか、民間の人財会社を活用して若年者や異業種からの転職希望者の採用を進める。
- ② 所得の向上・福利厚生の充実により職員の処遇を改善して職員やその家族が安心して生活ができる環境をつくり、全職員が協同組合人としての強い意識と意欲をもって働けるよう働きがいのある職場づくりを目指す。
- ③ 人材の育成にあたっては、職場内におけるOJT(実際の職務現場で業務を通して行う教育訓練)を基本とするが、個々のスキルアップ(技能や能力の向上)のための各種研修会への参加や、業務に必要な森林経営プランナー・森林施業プランナー・林業技士・森林総合監理士・森林組合監査士などキャリアアップ(経歴や経験を高める)に向けた資格の取得を支援する。

#### (2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

- ①「森林施業プランナー」は、森林経営計画や提案型集約化施業の中核となる実践者で、森林経営計画の作成や施業提案書の作成。提案書を森林所有者へ提示、施業受託後、現場の実行管理を行うことを業務とする。  
当組合は事業を担当する全職員を対象に森林施業プランナーの認定を目指す。
- ②「森林経営プランナー」は、森林の持続的な経営プランをたてられる者で、循環型林業を目指し実践する者であって、これからの林業を担う経営者及び経営の参画に意欲を持つもので、森林組合並びに地域林業全体の経営を担うことを目指す者が対象となる。  
当組合は事務職を除く管理職以上の職員の認定を目指す。

### (3) 林業技術者の地位向上・労働災害の撲滅

① 林業技術者については、安全装備の装着・高性能林業機械の活用・下刈作業などにおける労働負荷の軽減による労働環境の整備・改善を図る。  
また、安全教育研修による技術向上・安全意識の醸成によって、安全対策の徹底・災害防止対策を強化して労働災害事故ゼロを目指す。

② 月給制への移行を進めるとともに、所得の向上・福利厚生の実施を図りながら処遇改善に取り組む、働きがいのある職場環境づくりに努める。

③ 「緑の雇用事業」(※4)などの 活用により、技術習得・向上など個々のスキルアップのための研修・講習会への参加や、林業技士(フォレストワーカー)や、現場管理責任者(フォレストリーダー)・統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)などキャリアアップのための資格取得を支援する。



#### ※4 緑の雇用事業

・「緑の雇用」事業は、未経験者でも林業に就き、必要な技術を学んでもらうため、林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。研修年次に応じて研修の内容をステップアップさせ、さまざまな技能を身につけられるよう体系的な研修プログラムが用意されている。





## 項目4: 協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

### (1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

森林組合は森林所有者である組合員で組織される協同組合であることを意識し、組合員に利用してもらえるよう、情報の発信強化や参画促進に向けて、広報誌やホームページなどの整備・活用を進める。

また、所在不明の組合員の解消に向けた取り組みと併せて、推定相続人(※3)への組合員資格の付与などの周知に努め、円滑な世代交代に向けた取り組みを促進する。

#### ※3 推定相続人

- ・民法に定められた相続が開始した場合に相続人になるべき者(配偶者・子など)を「推定相続人」といい、森林組合の正組合員となることができる。(指定の人数制限はない。)

### (2) 森林組合経営の強化・健全化

事業執行体制強化を目的に森林組合法で義務付けられた販売事業や法人経営に関して実践的な能力を有する理事の配置を進める。

また、理事については若年層や女性など多様な人材の参画を促進して組合運営の活性化につなげる。

北薩森林組合で働くすべての役職員が『ふるさとの森林(やま)を守り育てて未来につなぐ』という組合存立の理念に基づいて果たすべき役割や使命を理解し、オープンで風通しの良い組織風土を醸成する。



### (3) コンプライアンス態勢の強化

北薩森林組合役職員は、Jforest 森林組合綱領及び北薩森林組合倫理規範並びに行動規範や各種関係法令等を遵守し、職場内のハラスメントや不適正事案の発生を未然に防止する。

コンプライアンスに基づく業務運営の確実な実施を図るため、「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、体制を支える組織・機構・役割や連絡・報告などのルールについて体系化・明確化する。

要領に基づきコンプライアンス委員会を設置して、実施計画の策定・評価・見直しを行うほか、継続的な教育・研修による啓発活動を行う。

## 項目5: 国民生活及び SDGs への貢献

### (1) SDGs 宣言の実施

- ① 森林は、木材などの生産機能のほか、国土の保全・水源の涵養、野生動植物の保護や保健・レクリエーションなど多くの公益的な機能を有している。  
特に、近年の集中豪雨など異常気象に伴う自然災害を受けて、山崩れや洪水などの災害防止や、脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止機能への期待が高まっている中であって、森林所有者の協同組織である森林組合は今後とも地域の森林整備の主たる担い手として期待されている。
- ② 森林環境税は広く国民から徴収されることから、その用途については森林組合も説明責任を負っていることを自覚しながら、組合員をはじめ地域住民の要請にこたえられる組織を構築する。
- ③ その発信ツールとして、SDGs(持続可能な開発目標)を位置づけ、森林組合がSDGs達成に貢献していることをアピールする。また、SDGs 貢献へのアピール手段として、ホームページや広報誌の発行、市町村広報誌への掲載などにより、地域の森林整備や地球温暖化対策など、森林のもつ多面的機能の発揮への貢献などについてわかりやすく広報する。



### (2) 異業種との連携

森林・林業関係業種に加えて、森林組合と同じ協同組織である農業協同組合(JA)や漁業協同組合(JF)との連携を積極的にすすめるほか、医療・福祉、教育や、商工・観光などあらゆる業種の関係者との積極的な交流を通して、森林・林業や森林組合の持つ機能・特性を生かした連携を模索する。

#### IV 目標設定

|                |                           |    | 令和 2 年度<br>現状 | 令和 7 年度<br>目標 | 令和 12 年度<br>目標 | 備考 |
|----------------|---------------------------|----|---------------|---------------|----------------|----|
| 基本<br>情報       | 職員数(現場技能者除く)              |    | 21 人          |               |                | ◇  |
|                | 現場技能者数                    |    | 15 人          |               |                | ◇  |
| 数値<br>項目       | 新植面積                      |    | 10 ha         | 15 ha         | 20 ha          | ◆  |
|                | 間伐面積                      | 切捨 | 89 ha         | 70 ha         | 62 ha          | ◆  |
|                |                           | 利用 | 274 ha        | 330 ha        | 400 ha         | ◆  |
|                | 主伐面積                      |    | 25 ha         | 37 ha         | 50 ha          | ◆  |
|                | 林産事業量                     | 主伐 | 7,890 m3      | 15,000 m3     | 20,000 m3      | ◆  |
|                |                           | 間伐 | 10,168 m3     | 13,200 m3     | 16,000 m3      | ◆  |
|                | 販売事業量                     |    | 51,159 m3     | 60,000 m3     | 70,000 m3      | ◆  |
|                | 林産・販売事業量のうち<br>連合会を通じた販売量 |    | 0 m3          | 0 m3          | 0 m3           | ◆  |
|                | 森林施業プランナー認定者数             |    | 1 人           | 4 人           | 7 人            | ◇  |
|                | 森林組合監査士資格取得者数             |    | 2 人           | 3 人           | 4 人            | ◇  |
|                | 休業4日以上死傷病発生人数             |    | 0 人           | 0 人           | 0 人            | ◆  |
|                | 事業利益                      |    | 28,211 千円     |               |                | ◆  |
|                | 経常利益                      |    | 16,255 千円     |               |                | ◆  |
|                | 当期剰余金                     |    | 9,113 千円      |               |                | ◆  |
| 取組<br>有無<br>項目 | 常勤理事の設置                   |    | ◎             |               |                | ◇  |
|                | 若年層(60 歳未満)理事の就任          |    | -             |               |                | ◇  |
|                | 女性理事の就任                   |    | -             |               |                | ◇  |
|                | ホームページ(SNS 含む)の運用         |    | ◎             |               |                | ◇  |
|                | 森林経営プランナーの設置              |    |               |               |                | ◇  |
|                | SDGs 宣言の実施                |    |               |               |                | ◇  |

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。「事業利益・経常利益・当期剰余金」は黒字決算を目標とし、数値目標の設定は行わない。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ(SNS含む)の運用」については、1年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs 宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。

# 北薩森林組合のSDGs宣言！

**持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます（外務省サイトより）。**

私たち、北薩森林組合では、以下のような事業・取組を通じて、SDGsの達成を目指しています。

## 森林整備を通じた自然資源の保全



地域の森林整備を通じて、国土保全、水源涵養、土砂災害防止、温室効果ガス吸収、レクリエーション機能など、森林が持つ公益的機能を発揮し、住環境の安全および豊かな暮らしを支えます。

## 持続可能な林業とまちづくり



伐採した山には必ず再造林を行うことで「伐って、使って、植える」循環を維持し、山の豊かさを保ちます。適切に整備・管理された健全な森林があることで、雨がゆっくりと海まで流れ、土砂災害の発生抑止や大規模化を防止します。



森林整備事業の一つである、間伐作業時の様子です。まっすぐな木を育てるために、苗木を植えてから、収穫するまでに成長途中の木を間引いて伐採する作業を間伐といいます。間伐を行うことで、上記の目的を達成するとともに、森林の中に光を取り入れ、残された木が力強く成長し、土を強くつかむことで、土砂災害防止の機能が強化されます。

※脱炭素社会実現に向けた取り組みの中で、従来用途のなかった伐採時に発生する曲がり材や木の枝葉などの未利用を燃料にした木質バイオマス発電が行われています。森林組合はバイオマス発電用の燃料を供給することによって地球温暖化対策の推進に貢献しています。⇒目標7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）





## JForest 森林組合綱領

### —私たち森林組合のめざすもの—

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら健康で安心豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

- 一、森林(もり)の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな森林(もり)を未来に引き継ごう。
- 一、森林(もり)を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- 一、JForest 森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- 一、協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追求めよう。

※この綱領は森林組合系統の基本的立場・理念・活動方針・政策の基本となるものです。

|            |           |                                                         |
|------------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 本 所        | 〒895-1811 | 薩摩郡さつま町虎居 5222 番地 1<br>電話 0996-53-0116 FAX 0996-52-2869 |
| 川内支所       | 〒895-0031 | 薩摩川内市勝目町 4074 番地 4<br>電話 0996-25-1118 FAX 0996-25-1243  |
| 出水支所       | 〒899-0217 | 出水市平和町 1437 番地<br>電話 0996-63-2321 FAX 0996-63-2322      |
| 長島支所       | 〒899-1401 | 出水郡長島町指江 787 番地<br>電話 0996-65-1500 FAX 0996-65-1501     |
| 北薩木材流通センター | 〒895-2104 | 薩摩郡さつま町柏原 3275 番地<br>電話 0996-54-2920 FAX 0996-54-2977   |
| 北薩木材加工センター | 〒899-0217 | 出水市平和町 1464 番地<br>電話 0996-63-2321 FAX 0996-63-2322      |

